



新人訓練

地域の安全を守ります

消防団長へ
玉木幸一氏再任



消防団長
玉木 幸一 氏

任期満了により消防団長に玉木幸一氏が再任されました。
辞令交付式は4月1日役場で行われ、澤村村長から玉木氏へ辞令が交付されました。
交付後、玉木団長は「村民の生命と財産を災害から守るため、任務をしっかり遂行して行く」と、抱負を語りました。任期は、平成25年3月31日までの4年間です。

消防団幹部に
辞令交付

4月1日、役場応接室において最高幹部会、4月8日、村保健センターにおいて幹部会がそれぞれ行われ、再任された幹部2名及び新たに幹部となった27名に玉木幸一団長より辞令が交付されました。辞令交付



の後、玉木団長から「地域から火災等の災害をなくすため、消防活動に全力を注いでください」と訓示を受け、新幹部は、決意を新たに防火を誓い合いました。

団員としての 第一歩

4月19日、中央公民館において新人団員の辞令交付式が行われ、新人団員17名に辞令が交付されました。辞令交付後、消防団の現況や心得、火災の予防などの講義と規律訓練などを行い、引き続き永田小学校校庭にて自動車ポンプや小型ポンプの取り扱い、放水訓練、小隊訓練等が実施されました。
参加した新人団員は緊張しながらも、キビキビとした態度で訓練に臨んでいました。

新幹部

今回辞令のあった幹部の方々は次のとおりです。

(敬称略)

本部

- 副団長 鈴木 孝
- 指導員 澤村 兼人
- 訓練部長 宗像 真一
- ラッパ隊長 渡辺 雄二
- 副隊長 相良 誠司
- 庶務部長 遠藤 繁視

第1分団

- 分団長 古川 広幸
- 副分団長 秋田 安彦
- 訓練部長 磯 勝彦
- 第1班長 渡邊 治彦
- 第2班長 荻野 一徳
- 第3班長 遠藤 雅己
- 第4班長 大和田 秀市

第2分団

- 分団長 石塚 俊憲
- 副分団長 宗像 典彦
- 訓練部長 遠藤 誠
- 第3班長 生田 目敦
- 第4班長 佐藤 嘉哉
- 第6班長 生田 目浩二

第3分団

- 第2班長 米川 義彦
- 第4班長 棚邊 義文
- 第5班長 三本松 清文

第4分団

- 分団長 小宅 勝徳
- 副分団長 吉田 博文
- 訓練部長 鈴木 清人
- 第1班長 渡邊 真
- 第2班長 関根 慎也
- 第3班長 加藤 淳一
- 第4班長 吉田 達也

新入団員

今年度新しく入団した方々は次のとおりです。
(4月1日現在、敬称略)

第1分団

- 第2班 (上蓬田) 添田 輝
- 第2班 (上蓬田) 吉原 修
- 第3班 (上蓬田) 秋田 俊
- 第3班 (上蓬田) 大楽 貴大

第3分団

- 第1班 (東山) 間野 目俊一
- 第4班 (下北方) 熊谷 重紀
- 第4班 (下北方) 八巻 一八
- 第5班 (駒形) 吉田 陽之

第4分団

- 第2班 (永田) 有賀 則義
- 第4班 (下蓬田) 阿部 政浩
- 第4班 (下蓬田) 平 政樹
- 第5班 (打違内) 水野 真也
- 第5班 (打違内) 水野 英彰
- 第1班 (小平) 関根 道洋
- 第1班 (小平) 山口 仁一
- 第2班 (西山1) 上遠野 雄太
- 第4班 (中倉1) 大沼 浩司



指定管理制度2期目スタート



4月3日、村長室での調印式の様子

今年度の契約から新たに村と交流施設運営協議会との指定管理契約が加わり、指定施設は9つになりました。指定期間は平成24年3月までです。

指定管理者指定施設と指定管理者は次のとおりです。(順不同)

村では平成18年度から指定管理者制度により、各集会施設等の管理・運営を行う政区等に依頼してきており、今年度指定期間が満了したため、各指定管理者と村との再契約を行いました。

指定管理者制度とは、それまで村が行っていた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・行政區など法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。

施設名	指定管理者
転作推進研修センター (東山集会所)	東山行政区
中倉一集会所	中倉第1行政区
産地形成促進施設 (下蓬田集会所)	下蓬田行政区
高齢者婦人生産活動施設 (打違内集会所)	打違内行政区
鴉子防災センター (鴉子集会所)	鴉子行政区
在宅介護支援センター	社会福祉協議会
地域福祉センター	社会福祉協議会
屋内ゲートボール場	社会福祉協議会
道の駅ひらた	交流施設運営協議会